

尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例の手引

遊技場編

令和3年5月

尼崎市開発指導課

目 次

第1 本 条 例 の 骨 子 (遊技場関係)	1
1 目的	1
2 本条例における「遊技場」	1
3 禁止区域及び禁止行為	1
4 市長の同意	1
5 是正勧告、行政処分、罰則等	1
第2 規 制 の 概 要	2
1 はじめに	2
2 本条例における「遊技場」とは	2
3 禁止区域とは	4
4 建築等が行われようとするその敷地が禁止区域の内外にわたる場合	5
5 本条例の施行日前から存在していた「旧遊技場」について、引き続きその用に供し、又は建替え、改築等を行う場合	6
6 本条例の独自性について	8
第3 事 前 相 談 等 の 手 続	8
1 事前相談が必要な建築等の行為及び事前相談における審査事項等	8
2 事前相談依頼書の提出	9
3 事前相談後の手続	10

※ この手引は、主に次の条例等の規定の条項及び条文を引用しています。

- | |
|--|
| 1 尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例（平成18年尼崎市条例第62号） |
| 2 尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例施行規則（平成19年尼崎市規則第10号） |
| 3 尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例運用細則（平成19年4月1日施行） |

この条例等は、次のとおり尼崎市ホームページで閲覧することができます。

トップページの【市報 ID 検索】に「1005086」と入力 > 「尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例等の規定による同意申請及び事前相談について」の「添付ファイル」の欄

第1 本条例の骨子（遊技場関係）

1 目的

平成19年4月1日施行の尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例（平成18年尼崎市条例第62号。以下「本条例」といいます。）は、市内における遊技場（ばちんこ屋、ゲームセンター等）及びラブホテルの建築等について必要な規制を行うことにより、子どもの心身の豊かな成長に資する学校等の教育環境及び市民が健康で生き生きと暮らすことができる生活環境を保全するとともに、良好な住環境の整備及び都市環境の形成を図ることを目的としています（本条例第1条）。

2 本条例における「遊技場」

本条例は、「遊技場」を、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に掲げる営業（まあじゃん屋に係るものを除く。）又はゲームセンターその他同項第5号に掲げる営業の用に供する施設」と定義しています（本条例第2条第1号）（「第2 規制の概要」の2）。

3 禁止区域及び禁止行為

本条例は、「遊技場」については、市域内において禁止区域を定め（本条例別表第3）（「第2 規制の概要」の3）、禁止区域内における次の行為を禁止しています（本条例第3条第1項）。

- (1) 「遊技場」の用に供するために、建築物若しくはその部分又は工作物その他の物件（以下「建築物等」といいます。）の建築（新築、増築、改築等）（工作物その他の物件にあつては、築造等）を行うこと。
- (2) 「遊技場」の用に供するために、建築物等の大規模の修繕（建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の修繕をいいます。）又は大規模の模様替（建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の模様替えをいいます。）（工作物にあつては、これらに相当する行為）を行うこと。
- (3) 「遊技場」の用に供するために、既存の建築物等の用途を変更すること。
- (4) 建築物等を「遊技場」の用に供する行為

4 市長の同意

禁止区域以外の区域において上記3(1)から(3)までの行為のいずれかを行う場合は、事前に市長の同意が必要となります（本条例第4条第1項）。禁止区域内ではこれらの行為が禁止されているため、同意をしません。敷地の一部が禁止区域内に属する場合は、その敷地の全部が禁止区域内に属するとみなされるため（本条例第3条第2項）（「第2 規制の概要」の4）、同意をしないこととなります。

5 是正勧告、行政処分、罰則等

- (1) 禁止区域内で上記3(1)から(4)までの行為のいずれかを行った場合又は禁止区域以外

の区域で市長の同意を得ないで上記3(1)から(3)までの行為のいずれかを行った場合等では、市長は、工事等の停止、その「遊技場」の使用の停止、その「遊技場」の用に供する建築物等の改築、移転又は除却、当該建築物等の原状回復その他の是正措置を行うよう勧告することができます（本条例第10条第1項）。

(2) この勧告を受けた者が正当な理由なくこの勧告に従わなかったときは、市長は、同意の取消し等を行ったり、相当の期限を定めて勧告に係る是正措置を講ずるよう命ずることができます（本条例第10条第2項）。

(3) 命令対象者が上記(2)の命令に従わなかったときは、命令対象者の対応内容等が公表の対象となり（本条例第11条第1項）、また、罰則の対象となります（本条例第15条）。

第2 規制の概要

1 はじめに

「第1 本条例の骨子（遊技場関係）」で述べたように、本条例は、その制定目的を明らかにした上で、「遊技場」の該当要件及び禁止区域を定め、禁止区域内で「遊技場」の用に供する目的で建築物等の建築等（新築、増築、改築等、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途変更（工作物その他の物件にあっては、これらに相当する行為）をいいます。以下同じ。）を行うことを禁止し、禁止区域以外の区域で「遊技場」の用に供する目的で建築物等の建築等を行おうとするときは市長の同意を得ることを義務付けています。

以上を踏まえ、以下、規制の概要を述べます。なお、下記5では、本条例の施行日（平成19年4月1日）前から存在していた遊技場の用に供する建築物等の処遇について定めており、本条例及び尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例施行規則（平成19年尼崎市規則第10号。以下「規則」といいます。）の条文を四角形の囲みの中に引用していますが、その条文ができるだけ読みやすくなるよう、適宜字句及び記号を変造しています。

2 本条例における「遊技場」とは

本条例は、「遊技場」を、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」といいます。）第2条第1項第4号に掲げる営業（※1）（まあじゃん屋に係るものを除く。）又はゲームセンターその他同項第5号に掲げる営業（※2）の用に供する施設」と定義しています（本条例第2条第1号）。

すなわち、「遊技場」とは、①ぱちんこ屋等のような、客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業の用に供される施設、②ゲームセンター等のような、一定の要件を満たすスロットマシン、テレビゲーム機等の遊技設備で射幸心をそそるおそれのあるものを備える店舗その他これに類する区画された施設をいい、これらの施設等は、風営法上の営業許可を要する営業の用に供されるものであり、また、建築物等の全部に限らず、その一部に設けられるものも含まれます。

ところで、②の「店舗その他これに類する区画された施設」は、このような遊技設備が置かれている施設等の全てが対象となるということではなく、旅館、ホテル、ショッピングセンター、遊園地等の大規模な施設の内部にある区画された施設で一定の要件を満たすものは対象外となります。

また、このほか、風営法の運用として、遊技設備設置部分を含む店舗の1フロアの客の用に供される部分の床面積に対して客の遊技の用に供される部分の床面積が占める割合が10パーセントを超えない場合は、当面問題を生じないかどうかの推移を見守る前提で、風営法上の営業許可の対象外となっています（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）（平成30年1月30日付け警察庁丙保発第2号、丙少発第3号警察庁生活安全局長通達）第3第3項）。

「風営法第2条第1項第4号に掲げる営業」（※1）とは

- (4) まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

「同項第5号に掲げる営業」（※2）とは

- (5) スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるもの（※3）に限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるもの（※4）を除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

「国家公安委員会規則で定めるもの」（※3）とは

＜風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第3条＞

（国家公安委員会規則で定める遊技設備）

第3条 法第2条第1項第5号の国家公安委員会規則で定める遊技設備は、次に掲げるとおりとする。

- (1) スロットマシンその他遊技の結果がメダルその他これに類する物の数量により表示される構造を有する遊技設備
- (2) テレビゲーム機（勝敗を争うことを目的とする遊技をさせる機能を有するもの又は遊技の結果が数字、文字その他の記号によりブラウン管、液晶等の表示装置上に表示される機能を有するものに限り、射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。）
- (3) フリッパーゲーム機
- (4) 前3号に掲げるもののほか、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技の用に供する遊技設備（人の身体の色を表示する遊技の用に供するものその他射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。）
- (5) ルーレット台、トランプ及びトランプ台その他ルーレット遊技又はトランプ遊技に類する遊技の用に供する遊技設備

「政令で定めるもの」とは（※４）

＜風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和５９年政令第３１９号）第１条＞

（法第２条第１項第５号の政令で定める施設）

第１条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）

第２条第１項第５号の政令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当する施設であって、営業中における当該施設の内部をそれぞれ当該施設の置かれるホテル等、大規模小売店舗又は遊園地内において当該施設の外部から容易に見通すことができるものとする。

- (1) ホテル等（旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第２条第２項に規定する旅館・ホテル営業に係る建物又は建物の部分をいう。第３条第１項第２号において同じ。）内の区画された施設
- (2) 大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第２条第２項に規定する一の建物であって、その建物内の店舗面積（同条第１項に規定する小売業を営むための店舗の用に供される床面積をいう。）の合計が５００平方メートルを超えるものをいう。）内の区画された施設（当該大規模小売店舗において営む当該小売業の顧客以外の者の利用に主として供されるものを除く。）
- (3) 遊園地（メリーゴーラウンド、遊戯用電車その他これらに類する遊戯施設を設け、主として当該施設により客に遊戯をさせる営業の用に供する場所で、その入場について料金を徴するものをいう。）内の区画された施設

3 禁止区域とは

本条例は、次に掲げる区域を禁止区域として定め（本条例別表第３）、①その区域内において「遊技場」の用に供する建築物等の建築等を行うこと及び②建築物等を「遊技場」の用に供することを禁止しています（本条例第３条第１項）。

- (1) **第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域及び準住居地域**（本条例別表第３遊技場の項第１号）
- (2) (1)の区域の周囲１００メートル以内の区域（当該区域のうち商業地域内にあるものを除く。）（同項第２号）
- (3) **次表に掲げる施設の敷地から２５０メートル以内の区域**（当該区域のうち商業地域内にあるものを除く。）（同項第３号）

施設名	施設の内容
学校	学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校のうち、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校 ※大学は対象外です。
図書館	図書館法（昭和２５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する図書館（図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆

	の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいいます。)
児童福祉施設	児童福祉法(昭和22年法律第26号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターをいいます。)
病院等	<p><病院></p> <p>医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院(医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいいます。)</p> <p><診療所></p> <p>医療法第1条の5第2項に規定する診療所(医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいいます。)(患者を入院させるための施設を有しないものは除く。)</p>
公園等	都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園、尼崎市子ども広場の設置及び管理に関する条例(昭和44年尼崎市条例第8号)第1条に規定する子ども広場及び市長が別に定める広場、緑地その他これらに類するもの

(4) 市長が別に定める通学路の側端から30メートル以内の区域(当該区域のうち商業地域内にあるものを除く。)(同項第4号)

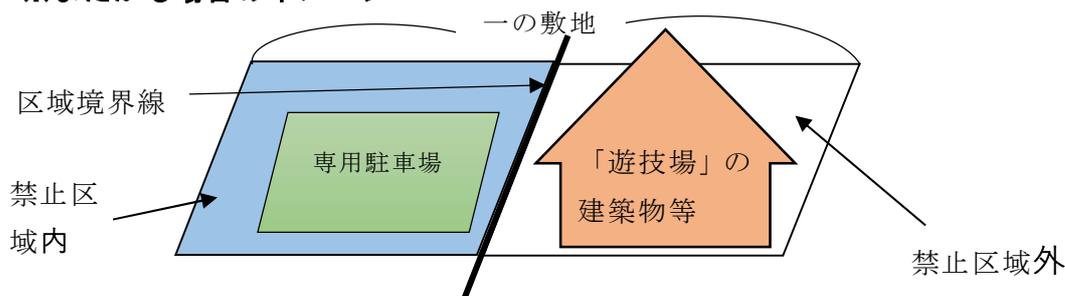
(5) 次表に掲げる施設の敷地から250メートル以内の区域(当該区域のうち商業地域内にあるものを除く。)(同項第5号及び規則第14条)

施設	位置
市民健康開発センター	尼崎市南塚口町4丁目4番8号
尼崎市立歴史博物館	尼崎市南城内10番地の2
尼崎市立歴史博物館田能資料館	尼崎市田能6丁目5番1号

4 建築等が行われようとするその敷地が禁止区域の内外にわたる場合

上記3のとおり、本条例は、禁止区域を定めていますが、「遊技場」の用に供する建築物等の建築等が行われようとするその敷地が禁止区域と禁止区域以外の区域とにまたがる場合(※)は、当該敷地の全部が禁止区域内に属するものとみなされます(本条例第3条第2項)。

※またがる場合のイメージ



5 本条例の施行日前から存在していた「旧遊技場」について、引き続きその用に供し、又は建替え、改築等を行う場合

(1) 本条例の規定の適用除外

以上述べたように、本条例は「遊技場」の用に供する建築物等の建築等を規制していますが、本条例の施行の際（平成19年4月1日に到達した時点）現に存在していた「遊技場」の用に供する建築物等について、同日以後引き続きその用に供し、又は建替え、改築、大規模の修繕、大規模の模様替等を行う場合はどうなるかという問題が生じます。

このような建築物等は、本条例の前身の条例である、住環境の向上のための建築等の規制に関する条例（昭和58年尼崎市条例第46尼崎市号。以下「旧条例」といいます。）の施行日（昭和58年12月26日）前又は旧条例の施行期間（同日から平成19年3月31日まで）中に建築されたものであり、旧条例第2条第1項第1号に規定する遊技場（以下「旧遊技場」といいます。）の用に供する建築物等です。

本条例の施行日（平成19年4月1日）以後はいわゆる「既存不適格物件」となっていますが、本条例は、財産権保護の見地から、その施行日以後引き続きその用に供することを認め、また、その施行日以後の建替え、改築、大規模の修繕、大規模の模様替等も、同一の用に供する目的で一定の範囲内で行われることを前提に認めています。すなわち、当該建築物等における次表のアからイまでに掲げる行為については、本条例の本則及び別表の規定を適用しないということです（本条例付則第4項）。ただし、当該建築物等が一旦「遊技場」以外の用に供せられた場合は、再度この適用除外を受けることはできません（本条例付則第5項）。

<本条例付則第4項各号（要約）>

ア 「旧遊技場」の用に供されていた建築物等（本条例の施行日以後イ又はウの行為が行われたものを含む。以下「既存施設等」という。）を、本条例の施行日以後も引き続きその用に供すること。

イ 既存施設等を除却した上で、同一の用に供する目的で、規則で定める範囲（※1）内で、建築物等の新築、改築その他これらに相当する行為（以下「新築等」という。）を行うこと。

ウ 既存施設等について、同一の用に供する目的で、規則で定める範囲（※2）内で、建築物等の大規模の修繕、大規模の模様替その他これらに相当する行為（以下「大規模修繕等」という。）を行うこと。

「規則で定める範囲」（※1）とは

<規則第9条第1項第1号(要約)>

次に掲げる要件の全てを満たすもの

- ① 建築物等の新築等が、除却された既存施設等の敷地内又は公共事業の施行により既存施設等の除却を余儀なくされた者がその除却される既存施設等に代えて新築等を行う建築物等で市長が尼崎市住環境整備審議会（令和2年6月27日以後は尼崎市都市計画審議会）の意見を聴いた上で本条例第1条に規定する本条例の目的に反しないと認めるものの敷地内におけるものであること。
- ② 新築等の後のその建築物等における遊技場（③において「新遊技場」という。）に設置される遊技機の台数が、除却された既存施設等における遊技場（③において「従前遊技場」という。）に設置されていた遊技機の台数を超えないこと。
- ③ 新遊技場に係る遊技室、景品交換所及び玉売場（以下「遊技室等」という。）の用に供される部分の床面積の合計が、従前遊技場に係る遊技室等の用に供されていた部分の床面積の合計を超えないこと。
- ④ その他市長が別に定める要件

「規則で定める範囲」(※2)とは

<規則第9条第2項第1号(要約)>

次に掲げる要件の全てを満たすもの

- ① 大規模修繕等の後のその既存施設等における遊技場に設置される遊技機（②において「新遊技場」という。）の台数が、当該大規模修繕等の前の既存施設等における遊技場（②において「従前遊技場」という。）に設置されていた遊技機の台数を超えないこと。
- ② 新遊技場に係る遊技室、景品交換所及び玉売場（以下「遊技室等」という。）の用に供される部分の床面積の合計が、従前遊技場に係る遊技室等の用に供されていた部分の床面積の合計を超えないこと。
- ③ その他市長が別に定める要件

(2) 規則で定める範囲内であるか否かの判断は事前相談での審査で

既存施設等における新築等が上記(1)の表のイに該当し、又はその大規模修繕等が同表のウに該当する場合に、それが規則で定める範囲（上記(1)の※1又は※2）内であるか否かの判断は、当該新築等又は大規模修繕等が尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例運用細則（平成19年4月1日施行。以下「運用細則」といいます。）第3条第1項第3号に掲げる行為に該当するとして、同項の規定に基づき事前相談依頼書（運用細則第1号様式）が開発指導課の窓口に提出された際の審査において行います（「第3 事前相談等の手続」の1(2)）。

当該新築等又は大規模修繕等の内容が規則で定める範囲（上記(1)の※1又は※2）を逸脱すると判断された場合は、その全てが本条例の規定による規制を受けること（本条例付則第4項の規定の適用外ということ）になりますので、ご注意ください。

6 本条例の独自性について

本条例は、「遊技場」の用に供する建築物等の建築等について、上記3のとおり、商業地域内は認めているものの、住居系の地域の全部のほか、その周辺の一定区域内及び特定の施設等の敷地から一定距離範囲内の区域内（いずれも商業地域内のものを除く。）では禁止しています。

ところで、「遊技場」の用に供する建築物等は、建築基準法上の「ぱちんこ屋」及び「遊技場」に当たります。同法に規定する用途地域別建築規制では、同法の「ぱちんこ屋」にあつては第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域内において、同法の「遊技場」にあつては準住居地域、近隣商業地域、商業地域又は準工業地域において建築等が可能であるため（同法第48条及び別表第2）、この規制の面では、本条例の方が同法よりも非常に厳しいと言えます。

こうしたことから、一部の事業者の方々からは、本条例の規制内容が、建築基準法の規制内容よりも厳しいため憲法第94条の規定及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定に違反しているのではないかというご指摘を受けることがあります。

ここで問題となるのは、憲法第94条の規定及び地方自治法第14条第1項の解釈に係る法律と条例の関係であり、法律と条例のそれぞれの規制目的が同一であれば、規制内容で条例が法律を上回ることができないことは当然のことですが、規制目的が異なれば、規制内容で条例が法律を上回っていても、その条例の適用によって法の意図する目的と効果が阻害されなければ、その条例は、その法と矛盾抵触はなく、その違反にはならないとされています（昭和50年9月10日最高裁大法廷判決）。

本条例の規制目的は、「第1 本条例の骨子（遊技場関係）」の1で述べたように、学校等の教育環境及び生活環境の保全並びに良好な住環境及び都市環境の形成です（本条例第1条）。これに対し、建築基準法の規制目的は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を設けて、国民の生命、健康及び財産の保護を図ることです（同法第1条）。

このことから、本条例の規制目的と建築基準法の規制目的は明らかに異なっており、本条例を適用したからといって、建築基準法の規制目的である国民の生命、健康及び財産の保護を阻害することは考えられないため、本条例の規定による規制は建築基準法の規定に違反していないことになります。

このように、本条例のような条例は、独自の目的を有し、法令の目的及び効果を阻害しておらず、また、法令の規定に基づくものでないということで、しばしば「自主条例」や「独自条例」と呼ばれています。

第3 事前相談等の手続

1 事前相談が必要な建築等の行為及び事前相談における審査事項等

計画段階において次のいずれかに該当する場合は、尼崎市住環境整備条例（昭和59年尼崎市条例第44号。以下「住環境整備条例」といいます。）第23条の規定に基づ

く事前協議申請を行う前（本条例第4条第1項の規定による同意申請（以下「同意申請」といいます。）を要する場合は、その同意申請を行う前）に、必ず開発指導課の窓口で事前相談を行ってください（運用細則第3条第1項）。

事前相談において審査する事項等は、それぞれの表に掲げるとおりです。

(1) 新たに「遊技場」の用に供する建築物等の建築等を行おうとするとき。

ア 敷地の位置が禁止区域外であるか。

イ その他必要な助言指導

(2) 既存施設等について、同一の用に供する目的で、建替え、改築等又は大規模の修繕、大規模の模様替等のいずれかを行おうとするとき（本条例付則第4項の規定の適用を受けようとするとき）。

ア 計画に係る既存の建築物等が「既存施設等」（「第2 規制の概要」の5(1)の表の ア）に該当しているか。

イ 建替えによる新築、改築等又は大規模の修繕、大規模の模様替等の内容が「規則で定める範囲」（「第2 規制の概要」の5(1)の※1又は※2）内であるか等

ウ 必要な助言指導

2 事前相談依頼書の提出

事前相談は、開発指導課窓口で事前相談依頼書（運用細則第1号様式）（※）を提出して行ってください。事前相談依頼書に必要事項を記載の上、これに次表の図書を添えて提出してください。

No.	図書の種類	備考
1	遊技場・特定旅館業施設概要書	遊技場・特定旅館業施設概要書（運用細則第1号様式の2）
2	付近見取図	S = 1 / 2, 500
3	配置図	S = 1 / 100又は1 / 200（土地利用計画図）
4	各階平面図	S = 1 / 100又は1 / 200
5	平面詳細図	S = 1 / 20～1 / 50。少なくとも、遊技室（遊技機、カウンター等の位置等を明示したもの）、景品交換所及び玉売場等を明示したもの
6	立面図	4面以上で外観の意匠及び色彩を明示したもの
7	断面図	1棟につき1断面以上
8	外部仕上表	外壁及び屋根の仕上表及び色彩リスト
9	各階床面積求積図	壁芯又は柱芯による求積（建築基準法上の床面積）
10	各室求積図	遊技室、景品交換所、玉売場等の内法による有効床面積
11	遊技室展開図	ぱちんこ台等縦型に遊技機を設置する場合は、遊技機の設置面ごとに作成する。 S = 1 / 100、S = 1 / 200

1 2	看板、広告塔、ネオン等の図書	設置箇所、形状、意匠及び色彩等を明示した図面
1 3	既存施設等の関係図書（条例付則第4項第2号又は第3号に掲げる行為を行う場合に限る。）	既存施設等に係るNo.3～7、9、10及び12の各図書並びに既存施設等の概要書
1 4	現況写真	敷地状況写真2方向以上（既存施設等にあつては、当該既存施設等の内部を含む。）
1 5	その他市長が必要と認める図書	地番図、権利関係を証明する書面（登記事項証明書、契約書、使用承諾書等）その他必要と認める図書

※ 事前相談依頼書及び下記3(2)の同意申請書、各種届出書等の様式は、次のとおり
 尼崎市ホームページからダウンロードしてください。

トップページの【市報ID検索】に「1024135」と入力 > 「尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例 申請様式」の「申請書様式」の欄

3 事前相談後の手続

(1) 同意申請が必要となる要件

次のいずれかに該当する場合は、本条例第4条第2項の規定による同意申請が必要となります。

- ア 新たに「遊技場」の用に供する建築物等の建築等を行おうとするとき。
- イ 既存施設等について、建替え、改築等又は大規模の修繕、大規模の模様替等のいずれかを行おうとする場合で、上記1の事前相談での審査の結果、本条例付則第4項の規定の適用（「第2 規制の概要」の5）を受けないと判定され、「遊技場」に該当すると判定されたとき。

しかし、その計画建築物等の敷地が禁止区域内に属していれば、「遊技場」の建築等が禁止されているため（本条例第3条第1項）、同意申請が行われても、同意しないこととなります。

イに該当した場合、本条例付則第4項の規定の適用を受けるように計画内容を修正し、再度事前相談で開発指導課の確認を受ければ、イの判定は無かったものとします。

(2) 同意申請が必要となる場合の本条例上の手続等

上記1の事前相談後、同意申請が必要となった場合で、その計画建築物等の敷地が禁止区域以外の区域内にあれば、次表の手続が必要となります。同表1から4までの手続の完了が確認されれば、同意をすることとし、規制対象施設建築等同意通知書（運用細則第3号様式）を交付します。

1	表示板の掲出
	事業予定地において表示板（運用細則第6号様式）を掲出して（立てて）ください。
2	表示板掲出届出書の提出

	<p>表示板を掲出した後、速やかに、規制対象施設建築等表示板掲出届出書（運用細則第7号様式）を正本1部、副本1部提出してください。</p> <p><添付図書></p> <p>①付近見取図、②現況図、③表示板を掲出したことを証する遠景・近景の写真各1枚、④その他必要とされる図書</p>
3	<p>周辺住民向けの説明会の開催</p> <p>表示板を掲出した日の14日後の日以後に開催してください。</p> <p><例> 表示板掲出日が5月1日の場合、説明会の開催日は5月15日以後となります。</p>
4	<p>同意申請</p> <p>表示板を掲出した日の30日後の日以後に、規制対象施設建築等同意申請書（運用細則第2号様式）を正本1部、副本6部提出してください。</p> <p><例> 表示板掲出日が5月1日の場合、同意申請書の提出日は5月31日以後となります。</p> <p><添付図書>（規則第3条第1項各号及び運用細則第5条各号）</p> <p>①付近見取図、②配置図、③各階平面図、④立面図、⑤断面図、⑥外観並びに広告物等の色彩及び意匠が分かる完成予想図、⑦規制対象施設建築等説明会結果報告書（運用細則第8号様式）、⑧事業予定地の登記事項証明書（自己所有地でない場合は、その土地の使用権原を有していることを証する書類の写しを含む）、⑨敷地の利用計画図、⑩施設の利用平面図、⑪施設の立面図（4面以上において外観の色彩及び意匠が分かるもの）、⑫その他必要とされる図書</p>
5	<p>関係各課との協議等</p> <p>尼崎市建築指導課、尼崎市消防局予防課等に必要な事前相談又は諸手続を行うとともに、住環境整備条例第23条の規定に基づく事前協議が必要となる場合（※）は、事前協議申請書（尼崎市住環境整備条例運用細則（昭和61年4月1日施行）第1号様式）に尼崎市住環境整備条例施行規則（昭和60年尼崎市規則第61号）第10条第1項等に規定する図書を添付して開発指導課に提出してください。</p>
6	<p>建築確認申請</p> <p>5の事前協議完了後に建築確認申請を行ってください。</p>
7	<p>工事着工の届出</p> <p>工事に着手したときは、直ちに、工事着手届出書（運用細則第9号様式）を提出してください。</p>
8	<p>工事完了の届出</p> <p>工事が完了したときは、直ちに、工事完了届出書（運用細則第10号様式）を提出してください。開発指導課の担当職員が完了検査（建築基準法の規定に基づく完成検査ではありません。）を行います。</p>

※ 事前協議が必要となる場合の建築等の行為は、次のとおりです。

- (1) 新築

- (2) 増築、改築等で、施工後の建築物の延べ面積の合計が施工前の延べ面積の合計の1.5倍以上となるもの又は施工後の建築物の高さが10メートルを超えることになるもの

(3) 同意申請が必要とならない場合の手続

次に該当する場合は、上記(2)の表の1から4まで、7及び8の手続は、不要となります。

既存施設等について、建替え、改築等又は大規模の修繕、大規模の模様替等のいずれかを行おうとする場合で、上記1の事前相談での審査の結果、本条例付則第4項の規定の適用（「第2 規制の概要」の5）を受けると判定されたとき。

(4) 風営法の規定に基づく手続

「遊技場」は、その営業を行おうとするときは、あらかじめ、風営法第3条第1項の規定により都道府県公安委員会の許可を受けなければなりません。その許可申請等についての相談は、必ず同意申請を行う前に行ってください。既存施設等で、上記(3)の要件の該当により同意申請を要しないものであっても、当該許可（変更許可を含む。）が必要となる場合があるかもしれませんので、兵庫県警察本部(TEL:078-341-7441（代表））の担当部局（保安課）にお問い合わせください。

(5) 兵庫県の景観影響評価制度（景観アセス）に基づく手続

上記1(1)又は(2)の建築等の行為（事前相談が必要な建築等の行為）が、景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「県景観条例」といいます。）の規定による景観影響評価制度（以下「景観アセス」といいます。）の対象となる場合は、景観アセスの手続が必要となります。

すなわち、その建築等の行為に係る建築物等が次表のイに該当する場合は、その建築等の行為が同表の対象行為のいずれかに該当するときは、県景観条例の規定による住民説明等の手続が必要になるということです。ただし、その建築等の行為が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和39年兵庫県条例第55号。以下「県風営法条例」といいます。）第2条第4号に規定する第4種地域（※）内のものであれば、景観アセスの手続は不要となります（県景観条例第2条第6号ア及びイ）。

その建築等の行為について、同意申請を要するときは、当該同意申請を行う前に景観アセスの手続を行ってください。景観アセスの手続の詳細については、下記の兵庫県の景観担当部局にお問い合わせください。

特定建築物等 （県景観条例 第2条第6号）	ア 旅館・ホテル営業の用に供する建築物等	延べ面積500㎡以上又は客室が10室以上
	イ ぱちんこ屋等の用に供する建築物等	延べ面積200㎡以上又はぱちんこ台等が100台以上
	ウ 発電用風力設備	(略)
	エ 観覧車	
オ その他		
対象行為（県）	特定建築物等に係る次に掲げる行為	

景観条例第2 7条の2の2 各号)	(1) 新築、改築、増築又は移転 (2) 建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替 (3) 建築物等の外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更（(1)又は(2)に該当する行為を除く。）
-------------------------	--

問合せ先：兵庫県県土整備部まちづくり局景観形成室 TEL：078-362-9299

ホームページ：https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks20/wd23_000000027.html

※第4種地域とは

＜県風営法条例別表第1（抜粋）＞（次頁に図示）

名 称	地 域
神田新道 地域	尼崎市内のうち 昭和通4丁目及び5丁目 昭和南通4丁目及び5丁目 神田北通 2丁目から4丁目まで 神田中通2丁目から4丁目まで 神田南 通1丁目

第4種地域（県風営法条例第2条第4号）のうちの神田新道地域

